

# きたきゅうベビー応援事業

— 出産・子育て応援交付金を活用した一体的支援 —

## 対象者

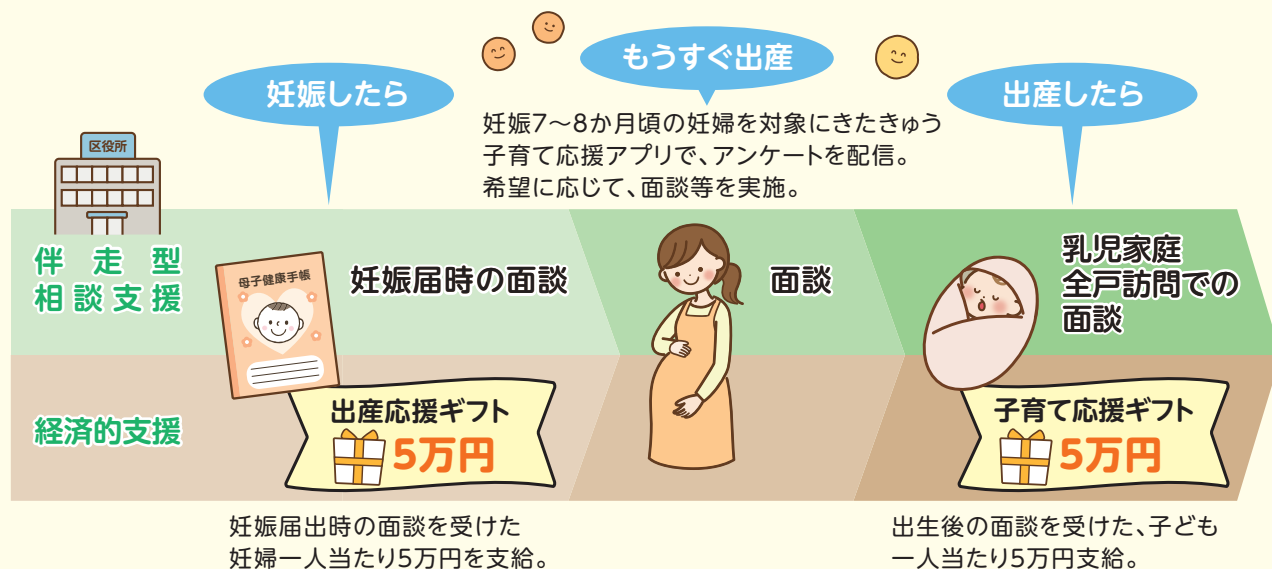
### 令和5年4月1日以降に妊娠・出生した人

※令和4年度(令和4年4月1日～令和5年3月31日)対象者の申請受付は終了しました。

## きたきゅうベビー応援事業の概要

全ての妊婦や子育て世帯が安心して、出産・子育てができるように、様々な相談に応じ必要な支援につなげていきます(伴走型相談支援)。

また、妊娠届出時の面談を受けた妊婦一人当たり5万円、出生後の面談を受けた子ども一人当たり5万円を支給します(経済的支援)。



## 申請前にご確認ください

- ・出産応援ギフトは、妊婦が産婦人科医療機関を受診し、医師による妊娠の確認を受けることを支給条件とします。
- ・妊娠届出時の面談は、可能な限り妊婦本人が受けてください。  
※妊婦本人が面談に来られない場合は、代理人との面談時に電話で妊婦本人にお話をうかがいます。  
妊娠届出の手順や持っていくものについては北九州市ホームページ(母子健康手帳の交付)をご確認ください。
- ・他市町村において国の『出産・子育て応援交付金』に関する給付を受給した場合は、北九州市の給付金を受給することはできません。北九州市、もしくは他市町村どちらか一方のみの受給となります。

北九州市ホームページ  
「母子健康手帳の交付」



**令和6年4月1日から電話番号が変わります**

きたきゅうベビー応援事業コールセンター

電話：050-3613-9677

受付時間：月～金曜日(祝・休日は除く)の9～17時

北九州市ホームページ  
「きたきゅうベビー応援事業」

